

●香川県告示第486号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
23-13	平成23年12月21日から 平成26年12月20日まで	医療法人社団百石病院	高松市屋島西町1937番地1
23-14	平成23年12月21日から 平成26年12月20日まで	医療法人社団新進会おさか脳 神経外科病院	高松市三名町378番地1
23-15	平成23年12月21日から 平成26年12月20日まで	高松平和病院	高松市栗林町1丁目4番1号
23-16	平成23年12月21日から 平成26年12月20日まで	医療法人社団西山脳神経外科 病院	坂出市加茂町593番地1
23-17	平成23年12月21日から 平成26年12月20日まで	社会医療法人財団エム・アイ ・ユ一麻田総合病院	丸亀市津森町219番地
23-18	平成23年12月21日から 平成26年12月20日まで	医療法人社団愛有会岩崎病院	三豊市詫間町松崎2780番地 426
23-19	平成23年12月21日から 平成26年12月20日まで	医療法人社団豊南会香川井下 病院	観音寺市大野原町花稻818番 地1